

「子どもの心の診療医」の養成研修の現状

1. 子どもの心の診療に専門的に携わる医師のための研修（専門レジデント研修等）の現状

平成19年1月現在、「子どもの心」の診療に必要な専門的知識および技能を修得するために、均衡のとれた臨床経験を修得するための専門的研修（専門レジデント研修、あるいはそれに準じる研修）として位置づけられた何らかの研修プログラムを実施している施設は、以下に示すように全国で約13カ所程度存在する。

(1) 国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）：

国立精神・神経センター国府台病院、国立成育医療センターにおいて卒後3～5年目程度の医師を対象とした2～3年間の長期レジデント研修を実施している。合わせて年間約20人の研修を行っている。

(2) 全国児童青年精神科医療施設協議会加盟病院（児童青年専用精神科病棟を持つ病院）：

同協議会は平成19年3月現在、正会員施設として19病院、及びオブザーバー施設として9病院の計28病院が加盟しているが、このうち「子どもの心」の診療の専門レジデント研修の受け入れが可能な病院は6施設である（注1）。

（注1）平成19年1月現在で子どもの心の診療の専門レジデント研修を受け入れている施設は、国立精神・神経センター国府台病院、東京都立梅ヶ丘病院、神奈川県立こども医療センター、大阪府立総合医療センター、静岡県立こころの診療センターであり、三重県立小児心療センターは研修を希望する医師を常勤医として若干名受け入れている。なお、国立精神・神経センター国府台病院は（1）のナショナルセンターと重複している。

(3) 日本小児総合医療施設協議会（小児病院）：

「子どもの心」の診療を行っている病院は30施設のうち16施設であり、このうち、そのための専用病棟を持ちレジデント研修を行っている病院は4施設である（注2）。

（注2）国立成育医療センター、神奈川県立こども医療センター、あいち小児保健医療総合センター、大阪府立母子保健総合医療センターの4施設。このうち国立成育医療センターは（1）のナショナルセンターと重複計上している。神奈川県立こども医療センターと大阪府立母子保健総合医療センターの2病院の心の診療部門は（2）の全国児童青年精神科医療施設協議会にも加盟している。

(4) 大学医学部附属病院：

大学医学部附属病院においても「子どもの心」の診療に関する臨床研修を行っている病院を持つ大学が少なくとも5カ所ある（注3）。

（注3）信州大学、東京大学、横浜市立大学、九州大学、東海大学の5大学。

2. 子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医のための研修・生涯教育の現状

学会・医師会等の関係団体が子どもの心の診療に関する専門的研修（専門医制度）、生涯教育を行っている例として以下のようなものがある。

- (1) 日本児童青年精神医学会：認定医制度（成人の精神科の研修が必要）があり、現在100人程度が認定医を取得している。
- (2) 日本小児神経学会：小児神経科医として専門医制度があり、平成17年12月現在で、1,016名が専門医を取得している。その到達目標の中には発達障害の診療が含まれている。また、学会理事を中心として3日間の子どもの心の問題関連の研修プログラムも実施されている（年間受講者150名、小児科医48%、精神科医42%、小児神経科医9%）。
- (3) 日本小児精神神経学会：現在、教育施設としての認定を考慮中である。毎年の学会ごとに学会主導の教育的プログラムを組み込んでいる。
- (4) 日本小児心身医学会：毎年の学術集会において研修プログラムを実施し、近年は、さらに高度専門的なイブニングセミナーを実施している。
- (5) この他、各学会の地方会や民間機関において実施されている各種研修会もあるが、詳細な把握はされていない。

3. 一般の小児科医・精神科医のための研修の現状

(1) 小児科・精神科の一般専門教育の現状

日本小児科学会では、小児科認定医（現在の専門医）の到達目標に、子どもの心の診療に関する研修を含めているが、現状では、指導医の不足とともに、研修中に症例をみる機会が非常に少ないことが指摘されている。また、日本小児科学会の研修指定病院の3割でしか子どもの心の診療に関する項目が含まれておらず、これらのうち、3割近くで研修担当医がいない。

一方、精神科でも日本精神神経学会が認定医制度の中に児童・小児精神科医等の履修を義務づけているが、子どもの心の診療に関する教育の占める割合は、これまでは決して大きくはなかった。

なお、精神保健福祉法に基づく精神保健指定医の資格を得るためには、8例のケースレポートの提出が必要であり、そのうち1例は児童思春期の症例とされている。

(2) 生涯教育の現状

学会や医師会等の関係団体が子どもの心の診療に関する生涯教育を行っている例としては、以下のものがある。

- 1) 厚生労働省補助金事業：日本精神科病院協会において、3日間の心の健康づくり対策（思春期精神保健）研修を実施している。平成13～18年度までに基礎コース、アドバンスト・コース（平成18年度開始）を約850名の医師が受講した。研修終了者名簿については、都道府県・政令指定都市精神保健福祉担当主管課、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の行政機関に配布している。

- 2) 日本精神神経学会：学術大会毎に児童精神に関する教育講演やシンポジウムを設けている。
- 3) 日本小児科医会：前期・後期あわせて4日間の子どもの心の研修会を開催し、研修受講者を「子どもの心相談医」として認定する制度があり、5年毎の更新（後期研修受講および30単位の研修が必要）を求めている。また、思春期の臨床講習会を年1回開催している。

(3) 卒前教育（医学部教育）の現状

卒前教育の到達目標は、医学生が卒業までに学んでおくべき態度、技能、知識に関する教育内容を精選して作られた文部科学省の「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に示されている。この中では、子どもの心の診療については、

- ① 小児の精神運動発達を説明できる。
- ② 子ども虐待を概説できる。
- ③ 小児行動異常（注意欠陥多動性障害、自閉症、学習障害、チック）を列挙できる。
- ④ 思春期と関連した精神保健上の問題を列挙できる。

といった内容の到達目標を掲げており、各大学はこれに基づき、それぞれの教育理念や教育体制の実情に応じて授業科目や授業時間数を定め、教育カリキュラムを策定している。

また、その講義時間数は、精神科で1～3コマ、小児科で0～3コマであり、小児科では、7割近くの大学で1コマとなっている。その理由としては、子どもの心の診療について教えることができる教官・教員が非常に少ないことが挙げられる。

さらに、実際に子どもの心の診療を行っている大学附属病院等が少ないため、学生の実習が出来ないことも指摘されている。

なお、医師国家試験の出題基準には、「幼児・小児・青年期の精神・心身医学的疾患及び成人の人格並びに行動障害」が含まれており、その出題割合は医学各論の全問題のおよそ1%となっている。

(4) 卒後研修の現状

卒後臨床研修の現状

平成16年度から始まった卒後臨床研修では、周産・小児・成育医療に関して、以下のような到達目標が定められており、これらを達成するための研修が進められている。

「周産・小児・成育医療を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応するために、

- ① 周産期や小児の各発達段階に応じて適切な医療ができる。
- ② 周産期や小児の各発達段階に応じて心理社会的側面への配慮ができる。
- ③ 子ども虐待について説明できる。
- ④ 学校、家庭、職場環境に配慮し、地域との連携に参画できる。

小児科の研修期間は、研修病院によっては6～7か月という例外もあるが、実際には1～2か月のところが多い。